

# 令和5年第3回加賀市農業委員会定例総会

令和5年3月24日(金)

開会（午後1時25分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第3回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に荒谷委員、山崎誠委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	（挨拶）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>13番 嶋崎委員、14番 平野委員を指名します。</p>
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	議案の審議を行います。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図は1ページから4ページ、資料2は明細書が1ページ、調査書は2ページから5ページです。併せて

ご覧ください。案件は4件です。

整理番号1番、[REDACTED]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は669aです。譲受人は[REDACTED]であり、共済加入の経営面積は[REDACTED]ヘクタール近くにあります。この申請地は、[REDACTED]が利用権の賃貸借設定で耕作しております。4月末に利用権の期限が切れるのを機に、譲り受けることになったものです。

整理番号2番、[REDACTED]の譲受人が隣町の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は169aです。譲受人はカボチャなどを主に農業経営しており、水田は町内の農業者に耕作を依頼しておりますが、その代わりに所有の畑を中心に周辺の畑も借り受け耕作しており、この農地も現在譲受人が耕作しています。譲渡人は市外に居住し加賀市に居住する予定はなく、以前から譲受人へ譲渡を申し出ていたもので、今回譲渡することになったものです。

整理番号3番、[REDACTED]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は59aです。共済加入面積は242aとなっています。譲受人は水稻を主に農業を経営し、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。譲渡人は以前町内に居住していましたが、現在は市内の別の町に居住しており、戻る予定もなく農地の管理もままならないことから、譲受人に譲渡することになったものです。譲受人はこの農地を育苗用のハウスなどに利用する計画です。

整理番号4番、[REDACTED]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は191aです。譲受人は水稻を主に農業を経営し、219番2の農地は現在借りて耕作していますが、この農地を含め譲渡人の所有す

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>る農地を一括して取得するものです。譲渡人は現在市外に居住しており、将来加賀市に居住する予定もないことから、  <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>である譲受人に譲渡することになったものです。</p> <p>以上、これらの案件は農地法第3条第2項各号いずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。  （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。  議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。  （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---	---

**議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について**

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の3ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が9件、更新が4件、合計13件 103,765 m<sup>2</sup>の集積計画案です。</p> <p>以上この13件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。  （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
--	--

議長（中村会長）	<p>議案第 11 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</b>	
議長（中村会長）  荒谷委員	<p>次に、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、荒谷委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は分譲住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>3 番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上 3 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は 7 ページから 8 ページ、資料 1 の位置図は 5 ページから 7 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は■■■■地内にあり、田 2 筆、面積計 204 m<sup>2</sup>、転用目的は分譲住宅建設です。譲受人は■■■■を営んでおり、申請地を購入して分譲住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため、第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p>



<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>以上、この1件については解約条件が無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p><b>報告第6号 別段面積の廃止について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（田町）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第6号 別段面積の廃止について、事務局から説明してください。</p> <p>（略）</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （略）</p> <p>ほかにありませんか。なければこれで終わります。</p>
<p><b>報告第7号 地籍調査による地目変更について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>次に、報告第7号 地籍調査による地目変更について、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。まず、地籍調査事業は市が事業主体となって、一筆ごとの土地を立会により境界を確認して、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の面積を測量し、地番の変更、地目変更、地積更生、合筆、分筆の登記を行います。相続登記など所有権の移転に関する登記はできません。地籍調査事業により農地から非農地に地目変更登記をする場合は、特例として転用許可書や非農地証明書は不要となっております。但し、悪質な違法転用がある場合は、農業委員会から転用許可申請の提出や農地に原状回復するよう指導する場合があります。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>議案書は 13 ページから 14 ページ、位置図の資料 1 は 8 ページ、各筆の明細については、資料 2 の 13 ページから 19 ページを併せてご覧ください。</p> <p>この度、加賀市長から令和 4 年度に■■■■地内で実施された地籍調査の結果、登記地目が農地であって現況が農地に復元することが困難であると判断した土地について、非農地への地目変更の照会があったものです。農地から非農地に変更になる土地は調査前が■■■■筆、調査後が合筆等により■■■■筆となっております。■■■■地内の■■■■については、過去に転用許可が下りており、地目変更登記を怠っていたものです。そのほかは原野、石川県や加賀市の公衆用道路であります。なお、中村会長に確認頂き、異議がない旨を回答しております。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。地域の設定は何をもってきまるのですか。</p> <p>地元の要望によって決まります。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>
<p><b>報告第 8 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 8 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員からの報告なし）</p> <p>なければ、私の方から報告します。3 月 13 日に県の臨時総会、常設審議委員会があり、4 条案件 1 件、5 条案件 4 件うち加賀市は 1 件、いずれも許可相当ということです。</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>

<b>事務連絡</b>	
<p>事事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、 令和5年第3回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<b>閉会（午後2時10分）</b>	